

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（927））
2. 日時：平成30年5月9日 17時00分～20時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、小林主任安全審査官、津金主任安全審査官、沼田主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）他19名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日の提出資料を用いて、東海第二発電所の新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

<LOCA時注水機能喪失における事故条件（破断面積）設定の明確化>

- 有効性評価全般において、解析条件・評価条件で先行プラントと異なるものを整理して提示すること。

<原子炉スクラム失敗時におけるほう酸水注入手順の追加>

- 原子炉出力3%を反応度制御手順選択の判断条件としている根拠を提示すること。

<現場手動操作による原子炉隔離時冷却系（RCIC）の起動操作の追加>

- 原子炉隔離時冷却系ポンプ室等に敷設する水中ポンプ及びケーブルが自主設備である理由を提示すること。

<原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率の管理について>

- 現在の漏えい率管理、今後の管理がわかるようなペDESTAL部の図を追加して改造前後で検知する能力が変わらないことを示すこと。

<電源供給手段（自主対策設備活用）の追加整備について>

- 水処理建屋、緊急時対策室建屋の配置図を提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・ 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- ・ 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- ・ 代替交流電源設備用ケーブルの布設方針について
- ・ 東海第二発電所 溶融炉心・コンクリート相互作用及び溶融燃料－冷却材相互作用対策における原子炉冷却材圧力バウンダリへの影響について